

[改正後全文]

	雇児発第 0612001 号
	平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正	雇児発 0331 第 25 号
	平成 23 年 3 月 31 日
第二次改正	雇児発 0405 第 29 号
	平成 24 年 4 月 5 日
第三次改正	雇児発 0405 第 18 号
	平成 26 年 4 月 1 日
第四次改正	雇児発 0824 第 3 号
	平成 28 年 8 月 24 日
第五次改正	子発 0509 第 1 号
	平成 30 年 5 月 9 日
第六次改正	子発 1225 第 2 号
	令和 2 年 12 月 25 日
第七次改正	子発 0615 第 1 号
	令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長

老朽民間児童福祉施設等の整備について

社会福祉法人が設置する児童福祉施設等の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間児童福祉施設等整備」という。）については、昭和 38 年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間児童福祉施設等が相当数残されていることにかんがみ、引き続きその

整備の促進を図っていくこととしており、この交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成19年7月26日雇児発第0726004号「老朽民間児童福祉施設等の整備について」は廃止する。

おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1 老朽民間児童福祉施設等整備の趣旨

老朽民間児童福祉施設等整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択する。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

2 老朽民間児童福祉施設等整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であって、（２）に定める期間内に整備するもの。

（１）対象となる児童福祉施設等

（対象施設）

別表に掲げる「次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する省令（平成 17 年 4 月 1 日厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項」に規定される児童福祉施設等とする

（２）適用期間

令和 3 年度から令和 7 年度（5 年計画）

3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次のとおりである。

（１）木造による施設の場合

別紙 1 に掲げる算定方法によって得た老朽度が当該各施設の居室について、別表 の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業（1 施設で 2 以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。）にあっては、5,500 点以下をそれ以外にあっては 4,500 点以下のものを施設の改築整備事業とする。

（２）ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては 30 年、その他のものについては、25 年を経過したもの、又は、別紙 2 に定めるところにより算定して得た現存率が 70% 以下のものとする。

(3) 鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50年を経過したもの、又は、別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。

4 交付基準

(1) 本体工事費

交付要綱の別表2及び別表6に定めるところによるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

(2) その他の工事費

交付要綱の別表2及び別表6に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書の規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。

5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間児童福祉施設等整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。

6 その他の取扱い

(1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。

(2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。

(3) 整備後の構造については、この整備の趣旨から耐火構造又は準耐火構造とする。

ただし、木造についても個別に認める場合もあるので、整備後の構造を木造で計画しているものについては個別に協議されたい。

別表

次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令
 (平成17年4月1日厚生労働省令第79号)第1条第2項に規定される児童福祉施設等

施設種別		基準定員	
		定員	基準定員の内容
児童福祉法	乳児院	—	児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)
	母子生活支援施設	1世帯以下	
	保育所	—	
	児童養護施設	4人以下	
	児童心理治療施設	4人以下	
	児童自立支援施設	4人以下	
売春防止法	婦人保護施設	4人以下	婦人保護施設の設備及び運営に関する 最低基準(平成14年3月27日厚生労働省令第49号)

木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名 _____

(法人名) 施設名		建物の名称											
老朽度					調査員 職 名		氏 名						
A点×B点×C点 (係数) = _____ 点													
A 構造 耐 力	区 分		a	点	b	点	c	点	d	点			
	①基 礎		布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、 壺コンクリート造	5	掘立柱木杭基礎	0			
	②土 台		15.2 cm角以上	15	12.1 cm角以上 15.2 cm角未満	10	12.1 cm角未満	5	土台なし	0			
	③	二階以上の階を有する 場合の一階の柱	15.2 cm (又は13.6 cm) 角以上 (角以上2本)	20	13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)	15	12.1 cm角以上	10	12.1 cm角未満	0			
		平屋の場合の柱	13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)		12.1 cm (又は10.6 cm) 角以上 (角以上2本)		10.6 cm角未満						
	④根 継		ア 大部分(半数以上)柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分(半数以上)の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。				本のうち 本 (乗率0.8) 本のうち 本 (乗率0.9) 本のうち 本 (乗率1.0)						
	※評点		上記①～③の計 () 点 × $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{pmatrix}$ + 50 点 = () 点										
B 保 存 度	区 分		a	点	b	点	c	点	d	点			
	①経 過 年 数		5 年 未 満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30年以上	0			
	②基礎の不同沈下		な い	6	ほとんどない	4	かなりある (見てわかる程度)	1	ひどい	0			
	腐 朽	③外壁の土台		ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0		
		④外壁の柱		ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0		
		⑤梁(はり)		ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0		
	傾 斜 度	⑥	ア 梁 行 (はりゆき)		20	1 cm以上2 cm未満	15	2 cm以上3 cm未満	10	3 cm以上	0		
			イ 桁 行 (けたゆき)		20		15		10		0		
		⑦	ウ 梁 行 (はりゆき)		15	1 cm以上2 cm未満	10	2 cm以上3 cm未満	5	3 cm以上	0		
			エ 桁 行 (けたゆき)		15		10		5		0		
※評点		上記の計 () 点											
C 外 力 条 件	a 海岸からの距離			b 積 雪			c 地 盤						
	① 海岸から8kmをこえる			① 毎年少ない(0~20 cm未満)			① 普 通						
	② 海岸から4kmをこえる8km以内			② 毎年かなりつもる(20~100 cm未満)			② やや軟弱						
	③ 海岸から4km以内			③ 毎年ひどくつもる(100 cm以上)			③ 軟 弱						
※評点(外力条件分類番号abc)下記(附表)より													
(附表)													
		係 数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件		①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③	
分類番号													

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合せにより附表から係数を求めて記入すること。
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。
 (1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床上180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。
 (2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準にして測定すること。
 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

各部現存率 (K)

各部現存率Kの値	(構造) 内容		
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0,	0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆 (鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの	0.9,	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7,	0.6, 0.5
	4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5,	0.4, 0.3
	5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3,	0.2, 0.1
	(仕上、設備) 内容		
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0,	0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9,	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7,	0.6, 0.5
4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5,	0.4, 0.3	
5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3,	0.2, 0.1	

外力条件 (N)

a 海岸からの距離	b 積 雪	c 地 盤									
①海岸からの距離が8 kmをこえる	①毎年少ない (0~20 cm未満)	①普通									
②海岸から4 kmをこえる8 km以内	②毎年かなりつもる (20~100 cm未満)	②やや軟弱									
③海岸から4 km以内	③毎年ひどくつもる (100 cm以上)	③軟弱									
※率 (外力条件分類番号 a b c) 下記 (附表) により											
(附表)											
率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③	②③③	③③③

現存率に基づく評点、老朽度

現存率	評点	老朽度	定義
50%以下	100点以上	特A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
—	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
—	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
—	50 "	E	必要ない

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと (棟別) に作成すること。
- 2 各区分ごとの種類欄 (N) は、該当するか所を○で囲むこと。
- 3 各部現存率欄 (K) は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること (老朽度が大きいものほど係数は小さい。)。また、老朽の具体的な状況を記入すること。
- 4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を種類欄 (N) 及び各部現存率欄 (K) 記入すること。
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
- 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

子発 0615 第 1 号
令和 3 年 6 月 15 日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「老朽民間児童福祉施設等の整備について」の一部改正について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612001 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">雇児発第 0612001 号 平成 20 年 6 月 12 日</p> <p>第一次改正 雇児発 0331 第 25 号 平成 23 年 3 月 31 日</p> <p>第二次改正 雇児発 0405 第 29 号 平成 24 年 4 月 5 日</p> <p>第三次改正 雇児発 0405 第 18 号 平成 26 年 4 月 1 日</p> <p>第四次改正 雇児発 0824 第 3 号 平成 28 年 8 月 24 日</p> <p>第五次改正 子発 0509 第 1 号 平成 30 年 5 月 9 日</p> <p>第六次改正 子発 1225 第 2 号 令和 2 年 12 月 25 日</p> <p><u>第七次改正 子発 0615 第 1 号</u> <u>令和 3 年 6 月 15 日</u></p>	<p style="text-align: right;">雇児発第 0612001 号 平成 20 年 6 月 12 日</p> <p>第一次改正 雇児発 0331 第 25 号 平成 23 年 3 月 31 日</p> <p>第二次改正 雇児発 0405 第 29 号 平成 24 年 4 月 5 日</p> <p>第三次改正 雇児発 0405 第 18 号 平成 26 年 4 月 1 日</p> <p>第四次改正 雇児発 0824 第 3 号 平成 28 年 8 月 24 日</p> <p>第五次改正 子発 0509 第 1 号 平成 30 年 5 月 9 日</p> <p>第六次改正 子発 1225 第 2 号 令和 2 年 12 月 25 日</p>
<p>都道府県知事 指定都市市長 殿 各 中核市市長 市区町村長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省子ども家庭局長</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 殿 各 中核市市長 市区町村長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省子ども家庭局長</p>

老朽民間児童福祉施設等の整備について

社会福祉法人が設置する児童福祉施設等の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間児童福祉施設等整備」という。）については、昭和38年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間児童福祉施設等が相当数残されていることにかんがみ、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成19年7月26日雇児発第0726004号「老朽民間児童福祉施設等の整備について」は廃止する。

おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1 (略)

2 老朽民間児童福祉施設等整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（1）に定める施設であって、（2）に定める期間内に整備するもの。

(1) 対象となる児童福祉施設等

(対象施設)

別表に掲げる「次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令（平成17年4月1日厚生労働省令第79号）第1条第2項」に規定される児童福祉施設等とする

(2) 適用期間

老朽民間児童福祉施設等の整備について

社会福祉法人が設置する児童福祉施設等の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間児童福祉施設等整備」という。）については、昭和38年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間児童福祉施設等が相当数残されていることにかんがみ、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成19年7月26日雇児発第0726004号「老朽民間児童福祉施設等の整備について」は廃止する。

おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1 (略)

2 老朽民間児童福祉施設等整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（1）に定める施設であって、（2）に定める期間内に整備するもの。

(1) 対象となる児童福祉施設等

(対象施設)

別表に掲げる「次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令（平成17年4月1日厚生労働省令第79号）第1条第2項」に規定される児童福祉施設等とする

(2) 適用期間

令和3年度から令和7年度（5年計画）

3～6 （略）

別表 （略）

様式2号別紙1 （略）

様式2号別紙2 （略）

平成28年度から平成32年度（5年計画）

3～6 （略）

別表 （略）

様式2号別紙1 （略）

様式2号別紙2 （略）

〔改正後全文〕

雇児発第0612002号
平成20年6月12日
第一次改正 雇児発第0619001号
平成21年6月19日
第二次改正 雇児発0401第16号
平成22年4月1日
第三次改正 雇児発0405第30号
平成24年4月5日
第四次改正 雇児発0401第19号
平成26年4月1日
第五次改正 雇児発0409第3号
平成27年4月9日
第六次改正 雇児発0824第2号
平成28年8月24日
第七次改正 雇児発0615第3号
平成29年6月15日
第八次改正 子発0509第2号
平成30年5月9日
第九次改正 子発0606第2号
令和元年6月6日
第十次改正 子発0131第8号
令和2年1月31日
第十一次改正 子発0615第2号
令和3年6月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて

標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

なお、平成19年7月26日雇児発第0726005号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成6年6月23日児発第608号「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1 対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 施設の模様替	<p>① 狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事</p> <p>② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p>
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	<p>① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等</p> <p>② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p>
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 特殊附帯工事	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」の別紙「次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費）交付金実施要綱」（以下「特殊附帯工事費交付金実施要綱」という。）2により建物に固定して一体的に整備する工事
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	<p>① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p> <p>② 地震防災対策上必要な補強改修工事</p> <p>③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備</p> <p>④ 緊急災害時用の給水設備の整備</p>
(9) その他施設におけ	特に必要と認められる上記に準ずる工事

る大規模な修繕等	
----------	--

- (注) 1 施設とは、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設をいう。
ただし、1の(4)の②の事業については、入所施設とする。
2 一定年数は、おおむね10年とする。

2 交付金の対象基準

- (1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(7)の事業については、特殊附帯工事費交付金実施要綱3に定める交付基礎点数以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものとする(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点(児童厚生施設については、1,666点)以上のものとする。)

なお、特別法等により補助率の嵩上げがある場合は、1施設の対象経費の実支出額を1,000/(嵩上げ後の補助率)で除して交付基礎点数を算出すること。(小数点以下切捨て)

施設延面積(厚生労働大臣が必要と認めた面積)×2点
(児童厚生施設については、施設延面積に4/3点乗じて算出
(小数点以下切捨て))

ただし、1の(3)の事業については、上記によらず、原則として総交付基礎点数が1,500点(児童厚生施設については1,000点)以上、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総交付基礎点数が500点以上、保育所・通所(利用)施設にあっては150点(児童厚生施設については100点)以上のものとし、1の(8)の事業については、原則として総交付基礎点数が2,500点(児童厚生施設については、1,666点)以上ものとする。

なお、在宅複合型施設については、入所施設の基準を適用する。ただし、通所部門もしくは利用部門のみを整備する場合は、その総交付基礎点数が2,500点以上のものとする。

また、既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、1,968点を加算する。

- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
(3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

3 交付基準

次のいずれかで最も低い方の価格を基準とする。

- (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り
(2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

子発 0615 第 2 号
令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612002 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

別紙新旧対照表

改正後	現 行
<p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 交付金の対象基準</p> <p>(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(7)の事業については、特殊附帯工事費交付金実施要綱3に定める交付基礎点数以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものとする(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点(児童厚生施設については、1,666点)以上のものとする。)</p> <p><u>なお、特別法等により補助率の嵩上げがある場合は、1施設の対象経費の実支出額を1,000/(嵩上げ後の補助率)で除して交付基礎点数を算出すること。(小数点以下切捨て)</u></p> <p>施設延面積(厚生労働大臣が必要と認めた面積)×2点 (児童厚生施設については、施設延面積に4/3点乗じて算出 (小数点以下切捨て))</p> <p>ただし、1の(3)の事業については、<u>上記によらず</u>、原則として総交付基礎点数が1,500点(児童厚生施設については1,000点)以上、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総交付基礎点数が500点以上、保育所・通所(利用)施設にあっては150点(児童厚生施設については100点)以上のものとし、1の(8)の事業については、原則として総交付基礎点数が2,500点(児童厚生施設については、1,666点)以上ものとする。</p> <p>なお、在宅複合型施設については、入所施設の基準を適用する。ただし、通所部門もしくは利用部門のみを整備する場合は、その総交付基礎点数が2,500点以上のものとする。</p> <p>また、既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、1,968点を加算する。</p> <p>(2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。 (3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。</p> <p>3 交付基準 (略)</p>	<p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 交付金の対象基準</p> <p>(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(7)の事業については、特殊附帯工事費交付金実施要綱3に定める交付基礎点数以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものとする(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点(児童厚生施設については、1,666点)以上のものとする。)</p> <p>施設延面積(厚生労働大臣が必要と認めた面積)×2点 (児童厚生施設については、施設延面積に4/3点乗じて算出 (小数点以下切捨て))</p> <p>ただし、1の(3)の事業については、原則として総交付基礎点数が1,500点(児童厚生施設については1,000点)以上、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総交付基礎点数が500点以上、保育所・通所(利用)施設にあっては150点(児童厚生施設については100点)以上のものとし、1の(8)の事業については、原則として総交付基礎点数が2,500点(児童厚生施設については、1,666点)以上ものとする。</p> <p>なお、在宅複合型施設については、入所施設の基準を適用する。ただし、通所部門もしくは利用部門のみを整備する場合は、その総交付基礎点数が2,500点以上のものとする。</p> <p>また、既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、1,968点を加算する。</p> <p>(2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。 (3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。</p> <p>3 交付基準 (略)</p>

[改正後全文]

	雇児発第 0612003 号
	平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正	雇児発第 0619002 号
	平成 21 年 6 月 19 日
第二次改正	雇児発 0401 第 17 号
	平成 22 年 4 月 1 日
第三次改正	雇児発 0405 第 31 号
	平成 24 年 4 月 5 日
第四次改正	雇児発 0206 第 5 号
	平成 26 年 2 月 6 日
第五次改正	雇児発 0409 第 5 号
	平成 27 年 4 月 9 日
第六次改正	雇児発 0824 第 4 号
	平成 28 年 8 月 24 日
第七次改正	子発 0509 第 3 号
	平成 30 年 5 月 9 日
第八次改正	子発 0606 第 2 号
	令和元年 6 月 6 日
第九次改正	子発 0420 第 5 号
	令和 2 年 4 月 20 日
第十次改正	子発 0615 第 3 号
	令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における
スプリンクラー設備等の取扱いについて

標記の交付金の交付については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726006 号「次世代育成支援対策施設整備交付金

におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

第1 スプリンクラー設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業

2 対象施設

(1) 乳児院

(2) 入所施設（乳児院を除く）にあつては、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が275㎡以上の場合

(3) 入所施設以外の施設については、床面積が6,000㎡以上の場合

3 交付基礎点数

交付要綱の別表2に定める点数

4 交付金対象面積

施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。

5 その他

(1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

(2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

第2 屋内消火栓設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業

2 対象施設

入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する児童が入所する「乳児院」を対象施設とする。

3 交付基準

(1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

ア 交付基礎点数

交付要綱の別表2に定める点数

イ 屋内消火栓箱設置数による加算

屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に交付要綱の別表2に定める点数を乗じた点数を加算する。

ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。

(2) パッケージ型消火栓設備を設置する場合

交付基礎点数

当該設備を設置する個数に交付要綱の別表2に定める点数を乗じたもの

4 交付金面積

施設の創設の場合の交付金基準面積に準ずるものとする。

ただし、一つの施設が二以上の建物(棟)に分かれている場合で屋内消火栓設備を設置しない建物(棟)がある場合は、その建物面積に相当する交付金面積を除くものとする。

5 その他

屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

第3 自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災報知設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する消防機関に通報する火災報知設備の整備事業

2 対象施設

入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する児童が入所する「乳児院」を対象施設とする。

3 交付基礎点数

交付要綱の別表2に定める点数

子発 0615 第 3 号
令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の
取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612003 号本職通知に
より行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表
のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内
社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

改正後	改正前
<p>次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p>第1 スプリンクラー設備</p> <p>1 対象事業 既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業</p> <p>2 対象施設 (1) 乳児院 (2) 入所施設（乳児院を除く）にあつては、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が275㎡以上の場合 (3) 入所施設以外の施設については、床面積が6,000㎡以上の場合</p> <p>3 交付基礎点数 <u>交付要綱の別表2に定める点数</u></p> <p>4 交付金対象面積 施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。</p> <p>5 その他 (1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。 (2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。 ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。 ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合 イ 建物の構造上配管工事が困難である場合 ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合 エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p>第1 スプリンクラー設備</p> <p>1 対象事業 既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業</p> <p>2 対象施設 (1) 乳児院 (2) 入所施設（乳児院を除く）にあつては、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が275㎡以上の場合 (3) 入所施設以外の施設については、床面積が6,000㎡以上の場合</p> <p>3 交付基礎点数 <u>(1) 乳児院の場合</u> <u>1㎡当たり9点</u> <u>消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 1施設当たり1,690点加算</u> <u>(2) その他の施設（乳児院を除く）の場合</u> <u>1㎡当たり6点（児童厚生施設については4点）</u></p> <p>4 交付金対象面積 施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。</p> <p>5 その他 (1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。 (2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。 ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。 ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合 イ 建物の構造上配管工事が困難である場合 ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合 エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合</p>

改正後	改正前
<p>第2 屋内消火栓設備</p> <p>1 対象事業 既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業</p> <p>2 対象施設 入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する児童が入所する「乳児院」を対象施設とする。</p> <p>3 交付基準 (1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合 ア 交付基礎点数 <u>交付要綱の別表2に定める点数</u> イ 屋内消火栓箱設置数による加算 屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に<u>交付要綱の別表2に定める点数</u>を乗じた点数を加算する。 ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。 (2) パッケージ型消火栓設備を設置する場合 交付基礎点数 当該設備を設置する個数に<u>交付要綱の別表2に定める点数</u>を乗じたもの</p> <p>4 交付金面積 施設の創設の場合の交付金基準面積に準ずるものとする。 ただし、一つの施設が二以上の建物(棟)に分かれている場合で屋内消火栓設備を設置しない建物(棟)がある場合は、その建物面積に相当する交付金面積を除くものとする。</p> <p>5 その他 屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。</p> <p>第3 自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災報知設備</p> <p>1 対象事業 既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基</p>	<p>第2 屋内消火栓設備</p> <p>1 対象事業 既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業</p> <p>2 対象施設 入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する児童が入所する「乳児院」を対象施設とする。</p> <p>3 交付基準 (1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合 ア 交付基礎点数 $\frac{\text{(基本点数)}}{2,740 \text{ 点以内}} + \frac{\text{(㎡当たり加算点数)}}{1 \text{ 点/㎡以内}}$ イ 屋内消火栓箱設置数による加算 屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に<u>141点以内</u>を乗じた点数を加算する。 ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。 (2) パッケージ型消火栓設備を設置する場合 交付基礎点数 当該設備を設置する個数に<u>211点以内</u>を乗じたもの</p> <p>4 交付金面積 施設の創設の場合の交付金基準面積に準ずるものとする。 ただし、一つの施設が二以上の建物(棟)に分かれている場合で屋内消火栓設備を設置しない建物(棟)がある場合は、その建物面積に相当する交付金面積を除くものとする。</p> <p>5 その他 屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。</p> <p>第3 自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災報知設備</p> <p>1 対象事業 既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="136 153 786 177">づいて設置する消防機関に通報する火災報知設備の整備事業</p> <p data-bbox="136 225 277 248">2 対象施設</p> <p data-bbox="136 256 1106 320">入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する児童が入所する「乳児院」を対象施設とする。</p> <p data-bbox="136 363 327 387">3 交付基礎点数</p> <p data-bbox="170 395 510 419">交付要綱の別表2に定める点数</p>	<p data-bbox="1162 153 1812 177">づいて設置する消防機関に通報する火災報知設備の整備事業</p> <p data-bbox="1162 225 1303 248">2 対象施設</p> <p data-bbox="1162 256 2132 320">入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する児童が入所する「乳児院」を対象施設とする。</p> <p data-bbox="1162 363 1352 387">3 交付基礎点数</p> <p data-bbox="1218 395 1469 419">(1施設あたり)108点</p>

[改正後全文]

	雇児発第 0612004 号
	平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正	雇児発第 0619003 号
	平成 21 年 6 月 19 日
第二次改正	雇児発 0401 第 18 号
	平成 22 年 4 月 1 日
第三次改正	雇児発 0405 第 32 号
	平成 24 年 4 月 5 日
第四次改正	雇児発 0401 第 20 号
	平成 26 年 4 月 1 日
第五次改正	雇児発 0203 第 5 号
	平成 27 年 2 月 3 日
第六次改正	雇児発 0409 第 6 号
	平成 27 年 4 月 9 日
第七次改正	雇児発 0824 第 5 号
	平成 28 年 8 月 24 日
第八次改正	雇児発 0615 第 4 号
	平成 29 年 6 月 15 日
第九次改正	子発 0509 第 4 号
	平成 30 年 5 月 9 日
第十次改正	子発 0606 第 2 号
	令和元年 6 月 6 日
第十一次改正	子発 0420 第 6 号
	令和 2 年 4 月 20 日
第十二次改正	子発 0615 第 4 号
	令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における
特殊附帯工事の取扱いについて

標記の交付金の交付については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費）交付金実施要綱」を定め実施することとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726007 号「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別紙

次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費） 交付金実施要綱

1 目的

この交付金は、児童福祉施設等において、入所者の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

2 対象事業

(1) 資源有効活用整備費

ア 趣旨

児童福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、交付要綱の4に掲げる児童福祉施設等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備

(イ) 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

(ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

(エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(2) 消融雪設備整備

ア 趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、児童等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

イ 対象施設

交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地域に所在する同交付要綱の4に掲げる施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

3 交付基準

交付要綱の別表2に定める点数

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付基準とする。

子発 0615 第 4 号
令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612003 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

改正後	改正前
<p data-bbox="360 153 837 213">次世代育成支援対策施設整備交付金における 特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p data-bbox="114 293 264 319">1～2 (略)</p> <p data-bbox="114 363 255 389">3 交付基準</p> <p data-bbox="154 399 495 424"><u>交付要綱の別表2に定める点数</u></p> <p data-bbox="136 434 1095 494">なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付基準とする。</p> <p data-bbox="107 1161 277 1187">別表 <u>(削除)</u></p>	<p data-bbox="1384 153 1861 213">次世代育成支援対策施設整備交付金における 特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p data-bbox="1135 293 1285 319">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1135 363 1276 389">3 交付基準</p> <p data-bbox="1178 399 2114 494"><u>交付基礎点数8,417点（児童厚生施設については5,606点、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については8,139点）を交付基準とする。</u></p> <p data-bbox="1178 504 2114 979"><u>ただし、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表の1に掲げる交付基礎点数、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表の2に掲げる交付基礎点数、並びに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表の3に掲げる交付基礎点数を交付金基準とする。</u></p> <p data-bbox="1178 989 2114 1050">なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付基準とする。</p> <p data-bbox="1153 1161 1301 1187">別表 <u>(略)</u></p>

〔改正後全文〕

	雇児発第 0612005 号
	平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正	雇児発 0405 第 33 号
	平成 24 年 4 月 5 日
第二次改正	雇児発 0401 第 21 号
	平成 26 年 4 月 1 日
第三次改正	雇児発 0409 第 7 号
	平成 27 年 4 月 9 日
第四次改正	雇児発 0824 第 6 号
	平成 28 年 8 月 24 日
第五次改正	雇児発 0615 第 5 号
	平成 29 年 6 月 15 日
第六次改正	子発 0509 第 5 号
	平成 30 年 5 月 9 日
第七次改正	子発 0606 第 2 号
	令和元年 6 月 6 日
第八次改正	子発 0420 第 7 号
	令和 2 年 4 月 20 日
第九次改正	子発 0615 第 5 号
	令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
市区町村長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に
係る交付金の算定方法の取扱いについて

標記については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を

図られたい。

なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726008 号「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1 一部改築

(1) 交付金算定の基本的な考え方

ア 定員1人当たり（1世帯当たり）の場合

定員1人当たり（1世帯当たり）の交付基礎点数に一部改築部分に係る定員数を乗じることにより、一部改築部分のみの交付金額を算定する。

ただし、一部改築部分に係る定員数が算定できない場合の定員数は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る定員数} = \text{定員} \times \frac{\text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}} \quad \text{(小数点以下切捨て)}$$

イ 定員1人当たり（1施設あたり）の場合

1施設当たりの交付基礎点数に一部改築部分にかかる割合を乗じることにより、一部改築部分のみの交付金額を算定する。一部改築部分にかかる割合は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る割合 (\%)} = 100 \times \frac{\text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}} \quad \text{(小数点以下切捨て)}$$

(2) 交付基礎点数の算定方法

ア 定員1人当たり（1世帯当たり）の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{定員1人当たり (1世帯当たり)}}{\text{交付基礎点数}} \times \text{一部改築に係る定員数} \quad \text{(小数点以下切捨て)}$$

イ 定員1人当たり（1施設あたり）の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{1施設当たり}}{\text{交付基礎点数}} \times \text{一部改築に係る割合} \quad \text{(小数点以下切捨て)}$$

(3) 交付金の算定方法

交付要綱の8に定めるところによるものとする。

(4) その他

既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

2 拡張

(1) 交付金算定の基本的な考え方

定員1人当たり（1世帯当たり）交付基礎点数に定員を乗じて得た額に現在の交付金算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る交付金額を算定する。

1施設当たりの交付基礎点数に現在の交付金算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る交付金額を算定する。

なお、拡張対象面積は次により算出することとする。

$$\text{拡張対象面積} = \frac{\text{現在の交付金算定面積}}{\text{現在の交付金算定面積}} - \frac{\text{当時の国庫負担（補助）基準面積}}{\text{現在の交付金算定面積}}$$

ただし、拡張する実面積が上記により算出した拡張対象面積を下回る場合には、実面積を拡張対象面積とする。

(2) 交付基礎点数の算定方法

ア 定員1人当たり（1世帯当たり）の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{定員1人当たり（1世帯当たり）}}{\text{交付基礎点数}} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の交付金算定面積}} \times \text{定員（小数点以下切捨て）}$$

イ 定員1人当たり（1施設あたり）の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{1施設あたり}}{\text{交付基礎点数}} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の交付金算定面積}} \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

(3) 交付金の算定方法

交付要綱の8に定めるところによるものとする。

(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。

- ① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積119㎡、交付基礎点数6,852点を限度とする。
- ② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積31.8㎡、交付基礎点数1,828点を限度とする。
- ③ 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に2,054点を加算する。

子発 0615 第 5 号
令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612005 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

改正後	改正前
<p>雇児発第 0612005 号 平成 20 年 6 月 12 日</p>	<p>雇児発第 0612005 号 平成 20 年 6 月 12 日</p>
<p>第一次改正 雇児発 0405 第 33 号 平成 24 年 4 月 5 日</p>	<p>第一次改正 雇児発 0405 第 33 号 平成 24 年 4 月 5 日</p>
<p>第二次改正 雇児発 0401 第 21 号 平成 26 年 4 月 1 日</p>	<p>第二次改正 雇児発 0401 第 21 号 平成 26 年 4 月 1 日</p>
<p>第三次改正 雇児発 0409 第 7 号 平成 27 年 4 月 9 日</p>	<p>第三次改正 雇児発 0409 第 7 号 平成 27 年 4 月 9 日</p>
<p>第四次改正 雇児発 0824 第 6 号 平成 28 年 8 月 24 日</p>	<p>第四次改正 雇児発 0824 第 6 号 平成 28 年 8 月 24 日</p>
<p>第五次改正 雇児発 0615 第 5 号 平成 29 年 6 月 15 日</p>	<p>第五次改正 雇児発 0615 第 5 号 平成 29 年 6 月 15 日</p>
<p>第六次改正 子発 0509 第 5 号 平成 30 年 5 月 9 日</p>	<p>第六次改正 子発 0509 第 5 号 平成 30 年 5 月 9 日</p>
<p>第七次改正 子発 0606 第 2 号 令和元年 6 月 6 日</p>	<p>第七次改正 子発 0606 第 2 号 令和元年 6 月 6 日</p>
<p>第八次改正 子発 0420 第 7 号 令和 2 年 4 月 20 日</p>	<p>第八次改正 子発 0420 第 7 号 令和 2 年 4 月 20 日</p>
<p>第九次改正 子発 0615 第 5 号 <u>令和 3 年 6 月 15 日</u></p>	
<p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市区町村長</p> <p>各 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市区町村長</p> <p>各 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="255 164 952 239">次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて</p> <p data-bbox="107 357 1120 528">標記については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図られたい。</p> <p data-bbox="107 549 1120 624">なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726008 号「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」は廃止する。</p> <p data-bbox="107 644 1120 719">おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p data-bbox="107 836 255 863">1 一部改築</p> <p data-bbox="107 884 495 911">(1) 交付金算定の基本的な考え方</p> <p data-bbox="152 932 645 959">ア <u>定員 1 人当たり（1 世帯当たり）の場合</u></p> <p data-bbox="159 979 1120 1054">定員 1 人当たり <u>（1 世帯当たり）</u> の交付基礎点数に一部改築部分に係る定員数を乗じることにより、一部改築部分のみの交付金額を算定する。</p> <p data-bbox="159 1075 1120 1150">ただし、一部改築部分に係る定員数が算定できない場合の定員数は次により算出することとする。</p> $ \text{一部改築に係る定員数} = \text{定員} \times \frac{\text{改 築 面 積}}{\text{既存施設の総面積}} $ <p data-bbox="882 1315 1111 1342"><u>（小数点以下切捨て）</u></p>	<p data-bbox="1290 164 1986 239">次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて</p> <p data-bbox="1142 357 2132 576">標記については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図られたい。</p> <p data-bbox="1142 596 2132 671">なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726008 号「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」は廃止する。</p> <p data-bbox="1142 692 2132 767">おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p data-bbox="1142 836 1290 863">1 一部改築</p> <p data-bbox="1142 884 1529 911">(1) 交付金算定の基本的な考え方</p> <p data-bbox="1193 932 2132 1007">定員 1 人当たりの交付基礎点数に一部改築部分に係る定員数を乗じることにより、一部改築部分のみの交付金額を算定する。</p> <p data-bbox="1193 1027 2132 1102">ただし、一部改築部分に係る定員数が算定できない場合の定員数は次により算出することとする。</p> $ \text{一部改築に係る定員数} = \text{定員} \times \frac{\text{改 築 面 積}}{\text{既存施設の総面積}} $

改正後

イ 定員1人当たり（1施設当たり）の場合

1施設当たりの交付基礎点数に一部改築部分にかかる割合を乗じることにより、一部改築部分のみの交付金額を算定する。一部改築部分にかかる割合は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る割合 (\%)} = 100 \times \frac{\text{改 築 面 積}}{\text{既存施設の総面積}}$$

(小数点以下切捨て)

(2) 交付基礎点数の算定方法

ア 定員1人当たり（1世帯当たり）の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{定員1人当たり}}{\text{(1世帯当たり)}} \times \text{一部改築に係る定員数}$$

(小数点以下切捨て)

イ 定員1人当たり（1施設当たり）の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{1施設当たり}}{\text{交付基礎点数}} \times \text{一部改築に係る割合}$$

(小数点以下切捨て)

(3) 交付金の算定方法

交付要綱の8に定めるところによるものとする。

(4) その他

既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

改正前

(2) 交付基礎点数の算定方法

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{定員1人当たり}}{\text{交付基礎点数}} \times \text{一部改築に係る定員数}$$

(3) 交付金の算定方法

交付要綱の8に定めるところによるものとする。

(4) その他

既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

改正後

2 拡張

(1) 交付金算定の基本的な考え方

定員1人当たり(1世帯当たり)交付基礎点数に定員を乗じて得た額に現在の交付金算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る交付金額を算定する。

1施設当たりの交付基礎点数に現在の交付金算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る交付金額を算定する。

なお、拡張対象面積は次により算出することとする。

$$\text{拡張対象面積} = \frac{\text{現在の交付金算定面積} - \text{当時の国庫負担(補助)基準面積}}{\text{現在の交付金算定面積}}$$

ただし、拡張する実面積が上記により算出した拡張対象面積を下回る場合には、実面積を拡張対象面積とする。

(2) 交付基礎点数の算定方法

ア 定員1人当たり(1世帯当たり)の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{定員1人当たり(1世帯当たり)}}{\text{交付基礎点数}} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の交付金算定面積}} \times \text{定員}$$

(小数点以下切捨て)

イ 定員1人当たり(1施設あたり)の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{1施設あたり}}{\text{交付基礎点数}} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の交付金算定面積}}$$

(小数点以下切捨て)

改正前

2 拡張

(1) 交付金算定の基本的な考え方

定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得た額に現在の交付金算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る交付金額を算定する。
なお、拡張対象面積は次により算出することとする。

$$\text{拡張対象面積} = \frac{\text{現在の交付金算定面積} - \text{当時の国庫負担(補助)基準面積}}{\text{現在の交付金算定面積}}$$

ただし、拡張する実面積が上記により算出した拡張対象面積を下回る場合には、実面積を拡張対象面積とする。

(2) 交付基礎点数の算定方法

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{定員1人当たり}}{\text{交付基礎点数}} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の交付金算定面積}} \times \text{定員}$$

改正後	改正前
<p>(3) 交付金の算定方法 交付要綱の8に定めるところによるものとする。</p> <p>(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。</p> <p>① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 119 m²、交付基礎点数 <u>6,852</u> 点を限度とする。</p> <p>② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 31.8 m²、交付基礎点数 <u>1,828</u> 点を限度とする。</p> <p>③ 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に <u>2,054</u> 点を加算する。</p>	<p>(3) 交付金の算定方法 交付要綱の8に定めるところによるものとする。</p> <p>(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。</p> <p>① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 119 m²、交付基礎点数 <u>6,730</u> 点を限度とする。</p> <p>② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 31.8 m²、交付基礎点数 <u>1,795</u> 点を限度とする。</p> <p>③ 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に <u>2,017</u> 点を加算する。</p>

〔改正後全文〕

雇児発第 0612010 号
平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正 雇児発 0331 第 27 号
平成 23 年 3 月 31 日
第二次改正 雇児発 0824 第 7 号
平成 28 年 8 月 24 日
第三次改正 子発 0615 第 6 号
令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
市区町村長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

地すべり防止危険か所等危険区域に所在する
施設の移転整備について

地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、昭和 62 年度から年次計画により整備を行っているところであり、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設について、施設入所児・者、利用児・者の安全確保を図る観点から当該危険区域外へ移転する場合にその移転改築に要する整備費の交付を優先的に行うとともに、社会福祉法人の当該整備費に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととする。

実施については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾のないようにされたい。

なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726013 号「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」は廃止する。

おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1 対象施設及び対象事業

現在交付金の交付を認めている施設のうち、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定している区域に設置されているものであって、かつ、施設の安全上問題のない区域に移転する場合の改築整備事業。

2 交付の方針

(1) 移転改築計画の提出

当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局）あてあらかじめ別紙により、「危険区域所在施設移転改築計画」を提出すること。また、当該期間内に新たに指定された区域内における施設に係るものについては、追加して提出すること。

(2) 交付金額及び申請手続き

交付要綱に準じて行う。

(3) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については、交付対象としないものであること。

3 独立行政法人福祉医療機構の利子免除

「危険区域所在施設移転改築計画」に登載されたもので、交付金による移転改築整備を行うものについて、独立行政法人福祉医療機構から整備資金の融資を受ける場合には、その借入金にかかる利子を徴しないこととされていること。

4 適用期間

令和3年度から令和7年度（5年計画）

危険区域所在施設移転改築計画

都道府県・指定都市・中核市名		所管部（局）課、係名	
施 設 の 状 況			
施設所在 都道府県名	施設の種別		施設の名称
設置の態様	公立・私立	設置主体名	
運営の態様	公立・私立	設置主体名	
所在地			
入所（利用） 定員	入所（利用） 現員	職員定員	非常勤 常勤
人	人	人	人
建 物 の 状 況		敷 地 の 状 況	
建物面積	当初整備年月日	構造	所有関係
敷地面積	所有関係		
1	㎡	RC・CB・W	自・他
2	㎡	RC・CB・W	自・他
3	㎡	RC・CB・W	自・他
4	㎡	RC・CB・W	自・他
計	㎡	(鉄筋) (ブロック) (木造)	㎡ 自 (㎡) ・他 (㎡)
整 備 費 関 係 借 入 金 の 状 況			
借入先	借入残高	借入年月日	完済予定年
当該年度 償還予定額	左 の 内 訳		
	自己調達	県、市補助金	
独立行政法人 福祉医療機構 その他 計	千円		千円
	千円		千円
	千円		千円
危 険 区 域 の 状 況			
危険区域名	指定年月日	所管部（局）課・係名	防災対策の現状
			実施済、実施中、検討中、その他（ ）
			実施済、実施中、検討中、その他（ ）
			実施済、実施中、検討中、その他（ ）
			実施済、実施中、検討中、その他（ ）
移 転 先 用 地 の 状 況			
移転先住所	移転先用地		確保済（自己所有、借地）、未確保
移 転 改 築 整 備 総 額			
定員	総事業費	うち国庫 補助額	実施予定 年度
人	千円	千円	年度
移 転 改 築 の 必 要 性			
移 転 先 の 立 地 条 件			

子発 0615 第 6 号
令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市長 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長

「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の
移転整備について」の一部改正について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇発第 0612010 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">雇児発第 0612010 号 平成 20 年 6 月 12 日 第一次改正 雇児発 0331 第 27 号 平成 23 年 3 月 31 日 第二次改正 雇児発 0824 第 7 号 平成 28 年 8 月 24 日 第三次改正 <u>子発 0615 第 6 号</u> <u>令和 3 年 6 月 15 日</u></p>	<p style="text-align: right;">雇児発第 0612010 号 平成 20 年 6 月 12 日 第一次改正 雇児発 0331 第 27 号 平成 23 年 3 月 31 日 第二次改正 雇児発 0824 第 7 号 平成 28 年 8 月 24 日</p>
<p style="text-align: center;">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 市区町村長</p>	<p style="text-align: center;">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 市区町村長</p>
<p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p style="text-align: center;">地すべり防止危険か所等危険区域に所在する 施設の移転整備について</p>	<p style="text-align: center;">地すべり防止危険か所等危険区域に所在する 施設の移転整備について</p>
<p>地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、昭和 62 年度から年次計画により整備を行っているところであり、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設について、施設入所児・者、利用児・者の安全確保を図る観点から当該危険区域外へ移転する場合にその移転改築に要する整備費の交付を優先的に行うとともに、社会福祉法</p>	<p>地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、昭和 62 年度から年次計画により整備を行っているところであり、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設について、施設入所児・者、利用児・者の安全確保を図る観点から当該危険区域外へ移転する場合にその移転改築に要する整備費の交付を優先的に行うとともに、社会福祉法</p>

人の当該整備費に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととする。

実施については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾のないようにされたい。

なお、平成19年7月26日雇児発第0726013号「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」は廃止する。

おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1 対象施設及び対象事業

現在交付金の交付を認めている施設のうち、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定している区域に設置されているものであって、かつ、施設の安全上問題のない区域に移転する場合の改築整備事業。

2 交付の方針

(1) 移転改築計画の提出

当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局）あてあらかじめ別紙により、「危険区域所在施設移転改築計画」を提出すること。また、当該期間内に新たに指定された区域内における施設に係るものについては、追加して提出すること。

(2) 交付金額及び申請手続き

交付要綱に準じて行う。

(3) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については、交付対象としないものであること。

3 独立行政法人福祉医療機構の利子免除

人の当該整備費に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととする。

実施については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾のないようにされたい。

なお、平成19年7月26日雇児発第0726013号「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」は廃止する。

おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1 対象施設及び対象事業

現在交付金の交付を認めている施設のうち、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定している区域に設置されているものであって、かつ、施設の安全上問題のない区域に移転する場合の改築整備事業。

2 交付の方針

(1) 移転改築計画の提出

当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局）あてあらかじめ別紙により、「危険区域所在施設移転改築計画」を提出すること。また、当該期間内に新たに指定された区域内における施設に係るものについては、追加して提出すること。

(2) 交付金額及び申請手続き

交付要綱に準じて行う。

(3) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については、交付対象としないものであること。

3 独立行政法人福祉医療機構の利子免除

「危険区域所在施設移転改築計画」に登載されたもので、交付金による移転改築整備を行うものについて、独立行政法人福祉医療機構から整備資金の融資を受ける場合には、その借入金にかかる利子を徴しないこととされていること。

4 適用期間

令和3年度から令和7年度（5年計画）

「危険区域所在施設移転改築計画」に登載されたもので、交付金による移転改築整備を行うものについて、独立行政法人福祉医療機構から整備資金の融資を受ける場合には、その借入金にかかる利子を徴しないこととされていること。

4 適用期間

平成28年度から平成32年度（5年計画）

雇児総発第 0612003 号
平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正 子発 0615 第 7 号
令和 3 年 6 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市
市区町村

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）
交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612011 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）交付金に係る財産処分の取扱いについて」（以下「局長通知」という。）により行うこととされたところであるが、なお次の事項について留意の上、遺漏のないよう御配慮願いたい。

1 財産処分の手続きについて

(1) 財産処分の協議

対象となる施設については、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（以下「財産処分承認基準通知」という。）において、包括承認事項に該当する場合を除き、毎年度の次世代育成支援対策施設整備協議書（いわゆる交付金協議書）に別紙の様式による財産処分協議書を添えて、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）に提出すること。（ただし、平成20年度については、交付金協議書の提出先である厚生労働省雇用均等・児童家庭局に提出すること。）

(2) 財産処分の承認内示

改築等に係る施設整備費の局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の内示について」（いわゆる内示書）をもって、財産処分の承認内示があったものとして取り扱うこと。

したがって、財産処分の承認内示があった既存施設については、局長通知に定めるところにより財産処分の承認申請の上、解体撤去工事を実施して差し支えないこと。

(3) 財産処分の承認申請

財産処分の承認内示があったものについては、財産処分承認基準通知別添1の別紙様式1により財産処分承認申請書を局長通知に定める期限までに提出しなければならない。

なお、財産処分承認申請書の提出に当たっては、事務手続の簡素、合理化を推進するため、協議書に添付した資料の内容に変更がない場合は、添付資料を要しないものとする。

(4) 財産処分の承認

財産処分の承認については、局長通知に定めるとおり、施設整備費の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知書又は交付決定通知依頼書に添付された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。

2 継続事業の取扱い

施設整備事業が年度を越えて2か年以上にわたるときの財産処分の事務手続は、初年度の協議時に行うものとする。

別紙

番 号
令和 年 月 日

〇〇厚生（支）局長所管課長 殿

都道府県 民生主管部（局）長
市区町村

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（＊）により取得した児童福祉施設等
（△△施設）に係る財産処分（取り壊し）の協議について

標記について、令和※年※月※日子子発第※号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知
「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金に係る財産処分
の手續等に関する留意事項について」に基づき、国の補助事業により取得した財産の財産処分（取
り壊し）をしたいので、関係書類を添えて協議します。

1 処分の種類 取り壊し

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
⑱評価額	⑲評価額の算出方法 (いずれかに○)				
円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額				

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・ →無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ (②ア ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (②ウ ③ ⑤ア ⑤イ)

5 添付資料

- ・ 対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

* 「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」等の表記は、実際交付を受けた補助金等の名称にあわせること。

1 処分の概要

- (1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：保育所）を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例：〇〇施設を取り壊し、□□施設（定員〇名）に改築。
〇〇施設の一部を取り壊し、〇〇施設（定員〇名）に改築。
- (4) 「⑪評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）を記載し、「⑫評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

子発 0615 第 7 号
令和 3 年 6 月 15 日

都道府県
指定都市
各 中核市 民生主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）
交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児総発第 0612003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">雇児総発第 0612003 号 平成 20 年 6 月 12 日 <u>第一次改正 子 発 0615 第 7 号</u> <u>令和 3 年 6 月 15 日</u></p>	<p style="text-align: right;">雇児総発第 0612003 号 平成 20 年 6 月 12 日</p>
<p>各 都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市 市 区 町 村</p> <p style="text-align: right;">民生主管部（局）長 殿</p>	<p>各 都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市 市 区 町 村</p> <p style="text-align: right;">民生主管部（局）長 殿</p>
<p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長</p>
<p>次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費） 交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費） 交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について</p>
<p>標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612011 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）交付金に係る財産処分の取扱いについて」（以下「局長通知」という。）により行うこととされたところであるが、なお次の事項について留意の上、遺漏のないよう御配慮願いたい。</p>	<p>標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612011 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）交付金に係る財産処分の取扱いについて」（以下「局長通知」という。）により行うこととされたところであるが、なお次の事項について留意の上、遺漏のないよう御配慮願いたい。</p>
<p>1～2 （略）</p>	<p>1～2 （略）</p>

別紙

番 号
令和 年 月 日

〇〇厚生（支）局長所管課長 殿

都道府県
市区町村
民生主管部（局）長

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（*）により取得した児童福祉施設等
（△△施設）に係る財産処分（取り壊し）の協議について

標記について、令和※年※月※日子子発第※号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について」に基づき、国の補助事業により取得した財産の財産処分（取り壊し）をしたいので、関係書類を添えて協議します。

1 処分の種類 取り壊し

別紙

番 号
平成 年 月 日

〇〇厚生（支）局長所管課長 殿

都道府県
市区町村
民生主管部（局）長 印

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（*）により取得した児童福祉施設等
（△△施設）に係る財産処分（取りこわし）の協議について

標記について、平成 年 月 日雇児総発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）交付金に係る財産処分の手続等に関する留意事項について」に基づき、国の補助事業により取得した財産の財産処分（取りこわし）をしたいので、関係書類を添えて協議します。

1 処分の種類 取りこわし

2～5 (略)

(記入要領)

* 「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」等の表記は、実際交付を受けた補助金等の名称にあわせること。

1 処分の概要

(1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：保育所）を記載すること。

(2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：〇〇施設を取り壊し、□□施設（定員〇名）に改築。

〇〇施設の一部を取り壊し、〇〇施設（定員〇名）に改築。

(4) 「⑮評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）を記載し、「⑰評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

3～5 (略)

2～5 (略)

(記入要領)

* 「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」等の表記は、実際交付を受けた補助金等の名称にあわせること。

1 処分の概要

(1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：保育所）を記載すること。

(2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：〇〇施設を取りこわし、□□施設（定員〇名）に改築。

〇〇施設の一部を取りこわし、〇〇施設（定員〇名）に改築。

(4) 「⑮評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）を記載し、「⑰評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

3～5 (略)

[改正後全文]

雇児発第 0612012 号
平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正 子発 0615 第 8 号
令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金の繰越しによる
事業内容の変更申請手続について

次世代育成支援対策施設整備交付金の繰越しによる事業内容の変更申請手続については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）に報告してその指示を受けなければならないとされているところであるが、今般、その報告及び指示の取扱いに当たっては次によることとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726015 号「次世代育成支援対策施設整備交付金の繰越しによる事業内容の変更申請手続きについて」は廃止する。

おつて、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1 対象となる事業

対象となる事業は、交付要綱に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受けた整備であって、当該交付金の交付を受けた会計年度内に完了することが困難となったため、交付要綱の11の(1)のエ及び(2)のウにより地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない整備事業とする。

2 変更申請の手続き

(1) 事前の報告

交付要綱による交付金の交付を受けた会計年度内に整備事業が完了しないと認められたときは、交付金の歳出予算繰越手続を進め、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第24条に基づく繰越計算書(「繰越しを必要とする理由」を明記すること。)を財務省財務局(福岡財務支局、沖縄総合事務所を含む。以下同じ。)長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて当該事業の地方厚生(支)局所管課長あて報告すること。

(2) 変更申請書の様式及び提出時期

財務省財務局長より交付金の歳出予算に係る翌年度への繰越しの承認があったときは、別紙の様式による変更申請書を当該繰越承認通知を受理した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(3) 変更申請書提出後の報告

繰越額確定計算書を財務省財務局長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて当該事業の地方厚生(支)局所管課長あて報告すること。

3 その他の留意事項

(1) 明許繰越しの必要が生じたときは、財政法(昭和22年法律第34号)第43条及びその他の法令に基づき、交付金の歳出予算繰越手続を財務省財務局との緊密な連絡のもとに、円滑に進めることとする。

(2) 前年度から繰越整備事業について、特別な事情により、更に繰越しが必要となると認められたときは、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならないものとする。

別 紙

番 号
令和 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市町村長

令和 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る
事業の事業内容変更承認申請について

令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度次世代育成支援
対策施設整備事業については、極力、事業の進捗を図っているところであるが、年度内に事
業完了が困難となったので、次のとおり事業内容の変更を承認願いたく申請する。

(別紙)

事業内容変更承認申請一覧表

事 項	施設の種別 「施設の名称」	事業概要	(当初計画) 変更計画	既交付決定額 (a + b)	支出済額 (a)	翌年度繰越額 (b)	事業完了 予定年月日	繰越事由
		施設の所在地 施設の所在地設置主体及び経営主体 施設整備区分						

(注) 事項ごとに次の書類を添付すること。

- ・繰越計算書 (写)
- ・承認通知 (写)

子発0615第8号
令和3年6月15日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金の繰越しによる
事業内容の変更申請手続について

標記については、平成20年6月12日雇児発第0612012号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">雇児発第 0612012 号 平成 20 年 6 月 12 日 第一次改正 子発 0615 第 8 号 <u>令和 3 年 6 月 15 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 市区町村長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金の繰越しによる 事業内容の変更申請手続について</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の繰越しによる事業内容の変更申請手続については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）に報告してその指示を受けなければならないとされているところであるが、今般、その報告及び指示の取扱いに当たっては次によること</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第 0612012 号 平成 20 年 6 月 12 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 市区町村長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金の繰越しによる 事業内容の変更申請手続について</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の繰越しによる事業内容の変更申請手続については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）に報告してその指示を受けなければならないとされているところであるが、今般、その報告及び指示の取扱いに当たっては次によること</p>

としたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、平成19年7月26日雇児発第0726015号「次世代育成支援対策施設整備交付金の繰越しによる事業内容の変更申請手続きについて」は廃止する。

おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1～3 (略)

としたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、平成19年7月26日雇児発第0726015号「次世代育成支援対策施設整備交付金の繰越しによる事業内容の変更申請手続きについて」は廃止する。

おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1～3 (略)

別紙

番 号
令和 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
市 町 村 長

令和 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る
事業の事業内容変更承認申請について

令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度次世代育成支援
対策施設整備事業については、極力、事業の進捗を図っているところであるが、年度内に事
業完了が困難となったので、次のとおり事業内容の変更を承認願いたく申請する。

別紙

番 号
平成 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
市 町 村 長

印

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る
事業の事業内容変更承認申請について

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた平成 年度次世代育成支援
対策施設整備事業については、極力、事業の進捗を図っているところであるが、年度内に事
業完了が困難となったので、次のとおり事業内容の変更を承認願いたく申請する。

[改正後全文]

雇児発 0615 第 8 号
平成 29 年 6 月 15 日
第一次改正 子発 0615 第 9 号
令和 3 年 6 月 15 日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
市 区 町 村 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について

標記については、平成 29 年 6 月 15 日厚生労働省発雇児 0615 第 6 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）交付要綱」及び平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いについては別紙のとおりとし、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について

1. 趣旨

児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など必要な安全対策を講じる。

2. 対象施設

交付要綱の6に定める施設

3. 対象事業

次に掲げる整備等、児童養護施設等の防犯対策を強化する工事を対象とする。

①門、フェンス等の外構の設置、修繕

門、フェンス等の外構の設置、修繕等を行うための整備

②非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

(対象工事例示)

- ・110番直結非常通報装置を設置する工事
- ・カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・防犯カメラを設置する工事
- ・人感センサーを設置する工事
- ・その他、児童福祉施設等の安全管理に必要なもの

4. 交付基礎点数

厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。

子発 0615 第 9 号
令和 3 年 6 月 15 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長

児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について

標記については、平成 29 年 6 月 15 日厚生労働省発雇児 0615 第 6 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）交付要綱」及び平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行われているところであるが、今般、同通知の別紙一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発 0615 第 8 号 平成 29 年 6 月 15 日 <u>第一次改正 子発 0615 第 9 号</u> <u>令和 3 年 6 月 15 日</u></p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0615 第 8 号 平成 29 年 6 月 15 日</p>
<p style="text-align: center;">都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 殿 市 区 町 村 長</p>	<p style="text-align: center;">都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 殿 市 区 町 村 長</p>
<p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p>
<p style="text-align: center;">児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について</p>	<p style="text-align: center;">児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について</p>
<p>標記については、平成 29 年 6 月 15 日厚生労働省発雇児 0615 第 6 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）交付要綱」及び平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いについては別紙のとおりとし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p>	<p>標記については、平成 29 年 6 月 15 日厚生労働省発雇児 0615 第 6 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）交付要綱」及び平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いについては別紙のとおりとし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p>

児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について

1. 趣旨

児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など必要な安全対策を講じる。

2. 対象施設

交付要綱の6の定めによる施設

3. 対象事業

次に掲げる整備等、児童養護施設等の防犯対策を強化する工事を対象とする。

①門、フェンス等の外構の設置、修繕

門、フェンス等の外構の設置、修繕等を行うための整備

②非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

(対象工事の例示)

- ・110番直結非常通報装置を設置する工事
- ・カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・防犯カメラを設置する工事
- ・人感センサーを設置する工事

児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について

1. 趣旨

児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など必要な安全対策を講じる。

2. 対象施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点施設、利用者支援事業所、児童家庭支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点

3. 対象事業

次に掲げる整備等、児童養護施設等の防犯対策を強化する工事を対象とする。

①門、フェンス等の外構の設置、修繕

門、フェンス等の外構の設置、修繕等を行うための整備

②非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

(対象工事の例示)

- ・110番直結非常通報装置を設置する工事
- ・カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・防犯カメラを設置する工事

- ・その他、児童福祉施設等の安全管理に必要なもの

4. 交付基礎点数

厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。

- ・人感センサーを設置する工事

- ・その他、児童福祉施設等の安全管理に必要なもの

4. 交付基礎点数

厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。